

警報が発令された場合の対応について

「特別警報」

「暴風警報」

「大雨警報」

「洪水警報」

「大雪警報」

のいずれかが発令された場合、下記のとおりとします。

1. 午前7：00現在で警報発令中の時は、**自宅待機**とする。
2. 午前10：00より前に警報が解除された時は、**第5校時より授業**を始める。
その日の給食を予約している生徒は、12：30を目途に登校し、給食を食べる。
その他の生徒は、食事をすませて午後1：00を目途に登校する。
3. 午前10：00現在で、引き続き警報発令中の時は、その日は**休校**とする。
4. 授業中に警報が発令された時は、状況に応じて適切な処置をとる。

※なお、警報が解除され登校する段階で、通学路などに危険な場所がある場合は、学校に電話連絡をして先生の指示にしたがう。

※「**注意報**」の場合は、平常どおり授業がありますので注意して登校ください。